

オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画
(案)

令和 年 月 日

農林水産省

国土交通省

環 境 省

オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画（案）

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省
環 境 省

第1 事業の目標

オガサワラカワラヒワ（スズメ目アトリ科）は、元々東アジアを中心に広く分布するスズメ目のカワラヒワの亜種として認識されているが、近年、進化の過程で独自の特徴を持つようになったことが明らかとなっている。かつては小笠原諸島に広く分布していたものの、現在生息が確認されているのは母島、母島属島及び南硫黄島のみである。個体数はこの20年間で激減し、現在では推定で200個体程度との報告もある。本亜種の生息を圧迫する要因としては、ネズミ類及びノネコによる捕食被害、ネズミ類との食物資源の競合、外来植物の繁茂による餌となる実をつける樹木の減少、雛の餌の供給源となる乾性低木林の減少、台風や干ばつによる一時的な食物不足等が挙げられる。

本事業は、本亜種の基礎情報も含めた生息状況等を把握し、生息を圧迫する要因の軽減、除去等を行い、本亜種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて飼育下繁殖及び野生復帰を実施すること等により、本亜種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島及び第3の3における飼育下繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実施し、当該調査等の結果、生息状況等に憂慮すべき変化を把握した場合には、原因解明のための調査を実施する等、本亜種の保全に資する対策を講ずる。

（1）生物学的特性の把握

本亜種については、基本的な生態等について十分に把握されていない点が多いことから、本亜種の自然条件下における生活史、食性、個体の移動分散、行動圏、繁殖生態、個体群動態等に関する調査を実施し、本事業を実施するに当たって必要となる生態等の生物学的特性の把握に努める。

また、傷病個体、調査のために捕獲される個体等について、可能な場合には、病理及び寄生虫検査等を実施し、伝染性疾病の侵入及び流行を把握するとともに、遺伝情報を解析することにより、小笠原諸島の個体群内の遺伝的多様性を明らかにする等、本亜種の保全のための基礎情報を得るものとする。

(2) 生息状況の調査及びモニタリング

本亜種の小笠原諸島における生息個体数、生息域等の生息状況について調査し、重要な生息地を把握するとともに、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、近年、本亜種の確実な生息確認情報のない地域（母島、母島属島及び南硫黄島以外の島しょ）においては、鳴き声等による生息状況等の調査の実施及び目撃等の情報収集に努める。

(3) 生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

本亜種にとって好適な生息環境の解明やその維持及び改善等に資する情報を収集する。

(4) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

(1) から (3) までの調査等の結果を分析し、個体群の維持に影響を及ぼす要因について把握する。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本亜種の自然状態での安定的な存続を維持するためには、本亜種の食物となる種子及び果実を供給する森林を始めとする生息地の生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。そのため、1の各種調査で得られた知見等を十分に踏まえた上で、本亜種の生息環境の悪化の抑制、個体数の回復等のための効果的な対策を検討し、本亜種の生息に適した環境の維持及び改善を図るために、以下の取組を行う。

なお、本亜種の生息地における土地利用、開発等の実施に際しては、本亜種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 在来の森林植生の再生等による食物資源の確保

本亜種の本来の食物資源となるムニンアオガンピ等の在来植物が、モクマオウやアカギ等の外来植物の侵入により減少しているが、現在では外来植物のモクマオウの樹上に営巣することも珍しくないことから、外来植物駆除等を通じた在来の森林植生の再生に当たっては、種間相互作用を的確に把握するよう努める。

また、必要に応じて、早期の森林植生の再生のため在来植物を植栽することも検討する。

(2) 外来動物による影響の軽減

捕食、食物資源の競合等、本亜種の生息に大きな脅威となりうるネズミ類、ノネコその他の外来動物が本亜種の生息に及ぼす影響を把握し、防除方法の検討及び防除の実施を行う。特にネズミ類については、本亜種の繁殖地及びその周辺で対策を実施しつつ、効果的かつ効率的な対策手法を検討する。なお、必要に応じて、本亜種を一時的に避難させ、飼養する等の対応を行う。

(3) 重要な生息地の巡視等

本亜種の食物資源となる樹種が豊富に存在する森林、繁殖地及びその周辺等重要な生息地について、本亜種の生息環境の保全を図るため、巡視、看板の整備、野外において本亜種を観察する際のルール策定等を行う。

3 飼育下繁殖及び野生復帰

本亜種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、生息状況の急激な悪化等により生息域内での個体群の存続が困難となる可能性を踏まえ、必要性を十分に検討した上で、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、飼育及び繁殖技術の確立を図り、飼育下繁殖を実施する。その際、飼育下における生態的知見を収集し、種の系統保存及び一定の個体数の維持に十分留意する。

また、2の事業による対策では本事業の目標の達成が困難と判断された場合には、飼育下繁殖によって増加した個体を本亜種の生息域内に野生復帰(補強及び再導入)させることを検討する。この際、飼育下における繁殖等による行動特性の変化、野生復帰させた個体からの病原体の感染等が、野生個体群の維持に悪影響を与えるおそれがあることに十分留意し、遺伝学、生態学及び獣医学的観点から適切な飼育方法を確立し、同観点からの野生復帰の方法の検討を進める。

4 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係省庁、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民及び観光客を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本亜種の生息状況及び保護の必要性、侵略的な外来種による被害を予防する必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本亜種の保護に対する理解及び協力を呼びかける。また、関係地域の住民等による自主的な保護活動の展開を図られるよう努める。

さらに、本亜種の生態等に関する専門的知識を必要とする研究、調査等を推進する。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者、本亜種の保全活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。